

# ひだまり北上中央事業計画

## 1. 運営方針

障害児が日常生活に必要な基本的動作を身につけ生活能力の向上のための指導訓練及び子ども同士、職員、地域社会との交流等を通じて障害児の自立生活の支援と日常生活の充実に資するよう本人・家族の立場に立ってサービスの提供と支援に努めます。

## 2. 運営目標(スローガン)

むずかしいことをやさしく やさしいことをふかく ふかいことをおもしろく

## 3. 重点運営目標

- (1) 利用者・家族の安心と安全に寄り添い、障害児・者の権利擁護を第一に個人を尊重した支援に努めます。利用者・家族のおかれた状況を的確に把握し、個別支援計画に基づいて支援の充実に努めます。
- (2) 家族等からの相談・要望・苦情等に対しては迅速、公正に対応するとともに、その結果を公表してサービスの質の向上を図ります。
- (3) 事務事業の点検・見直しを行い進行管理表に従って効率的、効果的な事務事業の運営に努めます。
- (4) 職場内研修の活性化を図り、職員の人権意識を高め、虐待防止、身体拘束禁止を徹底します。また、行動制限を最小限にするなど支援に必要な知識・技能、実践力の向上に努めます。
- (5) 利用者が地域行事に参加し、地域住民を事業所行事に招くなど地域との交流を促進します。

## 4. 重点支援目標

- (1) 個別支援におけるアセスメント、支援者会議、モニタリング等の充実に努め、障がい特性等を理解し、記録や根拠に基づいた支援を追求します。
- (2) サービス自己評価、保護者アンケートを実施して業務の点検とサービスの質の向上に生かします。
- (3) 「ひだまり農園」の取り組みをはじめとして、食、運動、地域、文化・芸術等にふれる多様な活動を取り入れます。
- (4) 避難訓練、安全点検を定期的実施するほか災害時の通報、保護者への連絡・情報提供のあり方を検討します。
- (5) 保護者との面談・懇談、連絡帳の交換、広報紙の発行等を通じて事業運営に関する説明、情報提供を行い、理解を共有して支援に当たります。
- (6) 職員の融和を図り勤労意欲を持って働きやすい職場づくりに努めます。

## 5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者・児童指導員）	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	} 2	4		4
保育士		1		1
支援員				
指導員		1		1
送迎員				
計	4	7	1	8

## 6. 目標利用率

### (1) 放課後等デイサービス

平成 28 年度（実績）	平成 29 年度（実績）	平成 30 年度（見込）	平成 31 年度
113.0 %	104.6 %	115.8 %	105.0 %

## 7. 主要業務計画

### (1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	・運営方針・計画確認、・全ケース点検	・歓迎会・自己紹介
5 月	・事業報告書・保護者面談・避難訓練	・農園開所・花植え
6 月	・自己申告書・感染症予防啓発	・苗植え、種まき
7 月	・開所記念日・保護者懇談会	・バス遠足・夏祭り・七夕飾り
8 月	・避難訓練・健康診断	・社会見学・思い出発表会
9 月	・モニタリング・サービス評価	・敬老会・西地区文化祭
10 月	・業務点検	・農園収穫・ハロウィン
11 月	・保護者懇談会・避難訓練	・収穫祭、芋の子会
12 月	・感染症予防啓発	・クリスマス会・大掃除
1 月	・新年の決意	・初詣・みづき飾り
2 月	・モニタリング・研究発表会・避難訓練	・豆まき
3 月	・自己申告書・次年度事業計画検討	・ひなまつり

(2) 職場内研修

月	テーマ	内容
4月	運営方針・事業計画の目的	・課題及び具体的取組み確認
5月	運営目標	・運営目標討議
6月	障害者虐待、身体拘束・行動制限	・虐待防止マニュアル・規程を点検 ・拘束・制限対象者の検討
7月	放課後等デイサービスのあり方①	・ガイドライン「従事者向け」読合せ
8月	放課後等デイサービスのあり方②	・ガイドライン「活動」
9月	サービス評価（自主点検）	評価項目の趣旨
10月	個別支援計画の策定	・サービス利用支援計画 ・アセスメントとモニタリング
11月	災害、緊急時の対応	マニュアル確認
12月	交通安全	冬道走行の注意点
1月	感染症予防	インフルエンザ対策の徹底
2月	リスクマネジメント	ひやりはっと事例の点検
3月	事業計画検討	まとめと振り返り

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計画	内容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	<p>〈東日本大震災規模の地震を想定〉</p> 1 避難誘導 2. 点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)非常持出の点検
8月	<p>〈夏季訓練〉</p> 火災発生時に避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1)消火器の点検 (2)消火訓練 (3)避難経路の点検
11月	水害発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	<p>〈北上川氾濫による災害を想定〉</p> 1 避難誘導 状況に応じた指示に従い避難場所（避難施設）に避難集合 2. 点検作業 (1)危険個所の点検

		<p>(2) 避難経路の確認  (3) 利用者名簿確認  (4) 非常持出の点検</p>
12月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い利用児・者の安全を確保する。	<p>心肺停止及び急病等容態異変時の救急通報及び対処法の訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救急通報訓練</li> <li>2. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、</li> <li>3. AED機器の点検</li> </ol>
2月	<p>〈冬季訓練〉  火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。</p>	<p>火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消火器の点検</li> <li>(2) 消火訓練</li> <li>(3) 避難経路の点検</li> </ol>

## 8 事業所の概要

### 1. 事業所の沿革

平成 27 年 8 月 1 日 運用開始

### 2. 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり北上中央

所在地 岩手県北上市本石町一丁目 2-10

### 3. 事業内容

#### ① 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

・利用定員 10 名

・営業日 毎日

(但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)

・営業時間 毎日：10 時から 18 時まで

#### ② 日中一時支援事業（北上市）

・対象者 障害児（就学前児童を含む）及び障害者

・利用定員 10 名

・営業日 毎日

(但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日 : 10 時から 18 時まで

土曜日、日曜日、祝日 : 8 時 30 分から 17 時 30 分まで

※予約により時間外にも対応



## ひだまり北上にこっと事業計画

### 1. 運営方針

利用者にとって日常生活に必要な基本的動作の習得や集団生活への適応向上を図る指導訓練及び将来的な自立に繋がる支援を、身近な人々や地域社会との交流等を通して本人・家族の立場に立って行います。

### 2. 運営目的(スローガン)

5つの“わ”(笑・和・解・話・輪)

### 3. 重点運営目標

- (1) 安心して過ごせる居場所や自立した活動の場づくりに努めます。
- (2) 虐待防止、個人情報保護など権利擁護の取り組みを徹底します。
- (3) 学校、障害福祉関係機関・団体等との連携を図り、地域児童施設の見学や交流を推進します。
- (4) 各職員の資質の向上と職場の連帯感を構築します。
- (5) 効率的な業務の遂行を目指します。

### 4. 重点療育・支援目標

- (1) 個々の発達や特性に応じた個別的支援を実施します。
- (2) 身辺処理の機能訓練や自立に繋げる基本的な生活習慣の習得援助を行います。
- (3) 小グループでの活動や遊びを通して集団生活への適応訓練を行います。
- (4) 障がい特性に応じた支援方法と様々な技法を取り入れ、安心して過ごせる居場所や自立した活動の場づくりを目指します。
- (5) 保護者との連携を密に行い、家庭療育等の負担軽減を目指す相談援助を行います。

### 5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	2	1	3
保育士		2		2
支援員				
指導員		1		1
送迎員				
計	4	6	1	7

## 6. 目標利用率

### (1) 放課後等デイサービス

平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度
9.9%	78.1%	見込 87.4%	目標 90%

## 7. 主要業務計画

### (1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	・運営方針/計画/役割分担の確認	・進入学祝い・花見
5 月	・事業報告書・保護者面談	・子どもの日・母の日・避難訓練
6 月	・自己申告書	・家族の日
7 月	・消火訓練・通報訓練・保護者懇談会	・避難訓練・七夕飾り・バス遠足 (保護者)
8 月	・健康診断	・水遊び
9 月	・個別支援会議	・避難訓練
10 月	・放課後等デイサービス評価アンケート	・ハロウィンパーティー
11 月	・アンケート集計結果の報告	・芋煮会 (保護者)
12 月	・緊急時対応訓練 (AED 操作及び心肺蘇生訓練)	・クリスマス会
1 月	・消火訓練・通報訓練	・避難訓練・みずき飾り
2 月	・研究発表会・自己申告書	・雪遊び・豆まき
3 月	・個別支援会議・次年度事業計画検討	・ひな祭り・卒園・卒業祝い

### (2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	・利用者への対応の仕方、言葉遣い	・関わり方等の振り返りと確認
5 月	・事業所の運営方針、事業計画確認 ・連絡帳の記入の仕方	・資料の読み合わせ ・職員間で確認し合う
6 月	・危険予測	・事例検討
7 月	・虐待防止、身体拘束について ・アンガーマネジメント	・事例検討 ・マニュアル読み合わせ
8 月	・他事業所見学	・スケジュールや活動、支援の仕方を学ぶ
9 月	・放デイの役割について	・ガイドラインの確認
10 月	・接遇について	・事例検討・資料 (外部) 等を参照
11 月	・交通事故防止	・雪道への対応と心構え
12 月	・感染症予防について	・マニュアルの読み合わせ
1 月	・就業規則について ・一人一研究事業所内発表会	・就業規則の読み合わせ ・代表発表者選抜
2 月	・保護者との関わり方について	・外部資料参照
3 月	・一年間の振り返りとまとめ	



## 7. 事業所の概要

### (1) 事業所の沿革

平成 28 年 12 月 1 日 運用開始

### (2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり北上にこっと

所在地 岩手県北上市町分 2 地割 384-5

### (3) 事業内容

#### ① 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

・利用定員 10 名

・営業日 毎日

(但し、4 月 28 日、5 月 5 日、5 月 6 日、

8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)

・営業時間 毎日：10 時から 18 時まで

#### ② 日中一時支援事業（北上市）

・対象者 障害児（就学前児童を含む）及び障害者

・利用定員 10 名

・営業日 毎日

(但し、4 月 28 日、5 月 5 日、5 月 6 日、

8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日は、10 時から 18 時まで

土曜日、日曜日、祝日は、8 時 30 分から 17 時 30 分まで

\* 予約があれば、時間外についても対応

## 2. 障害者支援施設

## ひだまり江刺岩谷堂就労課事業計画

### 1. 運営方針

私たちは、利用者一人ひとりが望むその人らしい生活を営むことができるよう、また社会性を身につけ、社会との関係性を持ちながら社会生活・環境に適応できるようお手伝いをします。

### 2. 運営目的(スローガン)

利用者一人ひとりのために

ご家族のために

そしてすべての困っている方々のために

### 3. 重点運営目標

- (1) コンプライアンスを推進し関係法令等を順守します。
- (2) 利用者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるよう努めます。
- (3) 虐待防止、個人情報保護などの権利擁護に取り組みます。
- (4) 一貫した支援ができるよう他の専門職や関係機関との連携・協働に努めます。
- (5) 就労する設備および環境整備や安全性に配慮しその確保に努めます。

### 4. 重点療育・支援目標

- (1) 本人の希望や意思、人格、また家族の願いを尊重した個別支援計画を作成します。
- (2) 利用者一人ひとりのエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用します。
- (3) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、工賃の向上に努めます。
- (4) 本人の特性や能力に応じた作業の提供をするとともに、適切な作業環境を提供します。
- (5) 作業の場のみならず、人との語らいの場、人との関わりの場、そして安心して過ごせる居場所を提供します。

### 5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長 (管理者兼サービス管理責任者)	1		1	1
サービス管理責任者	1		(1)	(1)
職業指導員 (課長兼務)	1	1		1
生活支援員	1	2		2
計	4	3	1	4

## 6. 目標利用率

### (1) 就労継続支援 B 型

平成 28 年度	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度
—	17%	36%	50%

## 7. 主要業務計画

### (1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	個別支援計画作成	入所式、外出 (お花見)
5 月	個別面談	
6 月		
7 月		
8 月		
9 月	個別支援会議(前期)	
10 月	個別支援計画作成	外出 (紅葉)
11 月		
12 月		クリスマス会
1 月		成人を祝う会
2 月	個別支援会議(後期)	
3 月	個別支援計画作成	

### (2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	基本理念・方針等の理解	法人規定に基づく研修
5 月		
6 月		
7 月	感染症・熱中症の対応	マニュアルに基づく研修
8 月	K Y T 訓練	K Y T 訓練テキスト
9 月	虐待防止・身体拘束について	マニュアルに基づく研修
10 月		
11 月	事故防止と事故発生時の対応	マニュアルに基づく研修
12 月		
1 月	A E D 講習	救急救命士による講習 (消防署依頼)
2 月	法令順守とコンプライアンスについて	資料、マニュアルに基づく研修
3 月	次年度計画/非常災害対策について	事業計画書/マニュアル

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5 月	地震発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。  【避難場所：事業所内】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導訓練【発生時刻 16:30】 ※点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)非常持出の点検
7 月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 ※消防署立会  【避難場所：北側駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻 11:00】 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練 (4)非常持出の点検
10 月	水害発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。  【避難場所：江刺総合支所】	北上川氾濫による災害を想定した避難誘導訓練【発生時刻 15:30】 ※状況に応じた指示に従い避難場所に集合（指定避難場所の確認） ※点検作業・訓練 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)非常持出の点検 (4)情報収集の確認
1 月	A E D 及び心肺蘇生法等の訓練を行い、もって利用児・者の安全の確保をする。※職員対象  【消防署依頼】	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. A E D 操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報訓練等 2. A E D 機器の点検
1 月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。  【避難場所：北側駐車場】	地震からの火災発生時を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻 10:30】 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練 (4)非常持出の点検

## 8. 事業所の概要

### (1) 事業所の沿革

\*平成 21 年 11 月 1 日「ひだまり江刺」として開設する。

(障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス事業所)

\*平成 21 年 11 月 1 日、奥州市「日中一時支援事業」受託。

\*平成 24 年 4 月 1 日、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更。

\*平成 27 年 4 月 1 日、社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる。

\*平成 27 年 11 月 29 日、江刺区八日町一丁目 9-37 より現所在地へ移転。

\*平成 28 年 9 月 1 日、多機能型事業所として就労継続支援 B 型事業開始。

### (2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり江刺岩谷堂

所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字橋本 222 番 3

### (3) 事業内容

#### ① 就労継続支援 B 型事業

・対象者 厚労省令で定める障害者

・利用定員 10 名

・営業日 月曜日から金曜日

(但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日  
までを除く)

・営業時間 午前 9 時から午後 6 時まで

#### ② 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

・利用定員 10 名

・営業日 毎日 (但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から  
1 月 3 日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 6 時まで  
土曜、日曜、祝日 午前 10 時から午後 4 時まで

#### ③ 日中一時支援事業

・対象者 障害児者

・利用定員 10 名

・営業日 毎日 (但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から  
1 月 3 日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 6 時まで  
土曜、日曜、祝日 午前 10 時から午前 4 時まで

※予約があれば時間外についても対応

# ひだまり水沢森下生活課事業計画

## 1. 運営方針

利用者が自立した生活、又は社会生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、及び食事の介護、創作活動の提供、日常生活能力の維持・向上のため支援を行います。また、地域との結びつきを重視し、関係市町、他の障害福祉サービスを提供する関係事業所との連携を図り、利用者の生活向上のため支援を行います。

## 2. 運営目的(スローガン)

「安全、安心、信頼」の構築に向けて努力する。

## 3. 重点運営目標

- (1) 法人の基本理念・基本方針に従い、利用者に対し質の高いサービスが出来るよう研修会等に参加し専門知識を高める。
- (2) 今後のサービス内容の情報収集に努め、保護者にも伝達し共有を図る。
- (3) 職員は常に「安全、安心、信頼」を意識し、利用者にとって安全に楽しく過ごせる環境整備に取り組む。
- (4) 地域の重度心身障害児・者の実態及びニーズを把握し、積極的に支援に努める。

## 4. 重点支援目標

- (1) 利用者の障害特性に応じた支援に努める。
- (2) 利用者が安心して過ごしやすい環境作りに努める。
- (3) バイタルチェックを通して健康の維持、徹底を図る。
- (4) 食事、排泄、入浴等の身体介助を行うことにより日常生活を円滑に遅れるようにする。
- (5) 利用者個々のニーズ、興味に基づいた創作活動を提供する。

## 5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者）	1	1		1
サービス管理責任者	1	1		1
看護師	1	3		3
支援員	1	2		2
計	4	7		7

## 6. 目標利用率

### (1) 生活介護

平成 28 年度（実績）	平成 29 年度（実績）	平成 30 年度（見込）	平成 31 年度
51%	49%	55%	100%

## 7. 主要業務計画

### (1) 業務・行事

月	業 務	行 事・活動
4 月		毎月行う者として 音楽療法 食事、おやつづくり 買い物外出 季節行事として 春のお花見 秋の紅葉狩り 冬のクリスマス会(法人全体行事) その他 利用者のニーズに応じた行事
5 月	避難訓練(地震)	
6 月		
7 月	避難訓練(火災)	
8 月	施設内清掃(業者)	
9 月	避難訓練(水害)	
10 月		
11 月		
12 月	施設内清掃(業者)	
1 月	避難訓練(火災)	
2 月		
3 月	新年度に向けて準備	

### (2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	平成 31 年度法人及び森下事業計画について	読み合わせを実施し、共通理解を深める
5 月	人権尊重とプライバシーについて	マニュアルの読み合わせを実施
6 月	虐待防止・身体拘束禁止について	資料を用意し読み合わせの実施、共通理解を深める
7 月	緊急時の対応について	マニュアルの読み合わせを実施
8 月	施設の安全管理・環境整備について	施設内点検、環境の見直し、改善、補修
9 月	非常災害対策について	マニュアルの読み合わせを実施
10 月	事故防止と事故発生時の対応	4月から9月までの事故・ひやりはっとの見直し
11 月	感染症・食中毒とその対応	資料を用意し、看護師による周知・読み合わせ
12 月	接遇について	資料を用意し、読み合わせの実施
1 月	交通事故防止について	車輛点検、送迎ルートの確認等
2 月	一人一研究事業所内報告	事業所内にて研究報告を実施
3 月	事故防止と事故発生時の対応	10月から3月までの事故・ひやりはっとの見直し



### (3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	重点目標	想定	避難移動	訓練、作業	備考
5	・迅速な避難、 通報	東日本大地震 （震度7） PM3：30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・避難口の確認	
7	・迅速な避難 通報、 消火訓練	1階多目的室付 近より出火 AM11：45	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・初期消火訓練 ・非常持出	
9	・迅速な避難、 通報	大雨による水 害・土砂災害 AM11：30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・避難経路の確認	
1	・迅速な避難 通報	2階台所より 出火 AM11：45	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・非常持ち出し	

※火災、地震、水害・土砂災害発生時の対応については、防災マニュアルによる。

## 8. 事業所の概要

### 1. 事業所の沿革

特定非営利活動法人地域ふれあいステーションひだまりが運営時には、平成20年6月1日、児童デイサービス事業所「ひだまり」の分園として開設し、平成21年9月1日、「ひだまり水沢」と名称変更する。同時期に奥州市より「障がい者地域活動支援センター」の委託を受け『地域活動支援センター水沢』を開設する。

平成24年3月1日より「障がい者地域活動支援センター」から「生活介護事業所」として事業変更するにあたり、児童デイサービス事業と生活介護事業を一体的に運営する多機能型の事業所としてスタートする。児童デイサービス事業は、児童福祉法の改正により、平成24年4月1日より放課後等デイサービス事業に変更。

平成27年度より社会福祉法人岩手ひだまり会が事業を引き継ぎ運営される。

### 2. 事業所の名称及び所在地

名称 ひだまり水沢森下（多機能型事業所）

所在地 岩手県奥州市水沢字森下88

### 3. 事業内容

#### (1) 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

- ・利用定員 10名
- ・営業日 日曜日から土曜日とする。  
(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・営業時間 月曜日から金曜日は、10時から18時まで  
土曜日、日曜日、祝日は、10時から16時まで

(2) 生活介護事業

- ・対象者 厚労省令で定める障害者
- ・利用定員 10名
- ・営業日 日曜日から土曜日とする  
(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)  
状況に応じ営業日の変更もありえる。
- ・営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。  
なお、利用者の都合によってはこの時間の限りでない。

(3) 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児者
- ・利用定員 20名
- ・営業日 毎日 (但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・営業時間 月～金 10:00～18:00 土、日、祝日 10:00～16:00  
※上記以外は要相談

### Ⅲ. 相談支援系施設の経営



# 相談支援事業所ひだまり事業計画

## 1. 運営方針

- (1) 障害児者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児・者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて包括的な計画を策定しその計画に基づき支援するものとする。
- (2) サービス利用支援計画の策定に当たっては、障害児者の意思及び人格の尊重と 保護者及び事業所・関係機関等と協議しながら行い、常に障害児者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、関係市町、他の障害福祉サービス及び児童福祉サービスを行う者、その他関係機関等との連携に努めるものとする。
- (4) 障害児・障害者相談事業については、奥州市、金ヶ崎町との契約を遵守し、相談支援サービスを提供する。
- (5) 法に基づく相談支援事業等の設備及び運営に関する基準等、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## 2. 運営目的(スローガン)

笑顔・言葉・身だしなみ

## 3. 重点運営目標

- (1) 平成30年度制度改正を遵守した業務運営を構築します。モニタリングの適正な実施のための仕組みを作り、実績を積んでいきます。
- (2) 利用者の主訴(ニーズ)に適った支援を行う原点に立ち、かつ、5年後10年後を見据えながら関係機関と足並みをそろえ、本人支援を行っていきます。
- (3) 放課後等デイサービスガイドラインに示されている『学校との連携・協働支援』を行います。定期的な学校等への訪問を行っていきます。
- (4) 奥州市子育て総合支援センター・幼児教室をはじめとする療育機関との連携を密にしていきます。深めていきます。

## 4. 重点療育・支援目標

- (1) 各種加算要件を満たすことのできるよう、医療・教育・福祉の各関係機関を定期訪問していきます。連携の体制作りを進めます。
- (2) 根拠のあるサービス計画書作成を進めます。(特に児童発達と放デイ計画書)
- (3) 本人の強みを活かせるサービス計画書作成を進めます。
- (4) ペアレントトレーニング研修の推進と実践を進めます。
- (5) 重心障害児・者と医療的ケア児の研修及び理学療法士との実践研修を進めます。

## 5. 職員構成

職員職種	基準	専従	兼務	計
管理者 兼 相談支援専門員	1	0	1	1
相談支援専門員	2	2	0	2
計	3	2	1	3

## 6. 目標利用率

### (1) 相談件数

平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度
119 件	122 件	131 件	150 件

## 7. 主要業務計画

### (1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	前沢明峰 高 3 生 保護者説明会	第 1 回子育てカフェ (ペアレントトレーニング)
5 月	胆江地区ネットワーク会議	
6 月	就労アセスメント面談	
7 月	就労アセスメント計画書作成	
8 月	就労アセスメント計画書作成	
9 月	前期モニタリング	第 2 回子育てカフェ (ペアレントトレーニング)
10 月	就学児童との面談	
11 月	就学児童との面談、放デイ計画書作成	
12 月	就学児童との面談、放デイ計画書作成	
1 月	就学児童との面談、放デイ計画書作成	
2 月	移行支援会議、放デイ見学	
3 月	移行支援会議、後期モニタリング	

### (2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	人権尊重とプライバシー	新聞紙面の記事を読み合わせる。関連するニュース番組等を視聴する。
5 月	虐待防止	制度の読み直しを行う。また、新聞紙面の記事を読み合わせる。関連するニュ

		ース番組等を視聴する。
6月	職業倫理	「倫理・行動規範・職員服務・就業規定」を読み合わせる。
7月	法令遵守（コンプライアンス）	「社会福祉法人のコンプライアンス」について関係資料を読み合わせる。
8月	食中毒	「感染症マニュアル」を読み合わせる。
9月	交通事故防止と安全運転	「運転者服務規程」を読み合わせる。また、事故対応マニュアルを確認する。
10月	接遇	「接遇マニュアル」を読み合わせる。
11月	身体拘束禁止	制度の読み直しを行う。また、新聞紙面の記事を読み合わせる。関連するニュース番組等を視聴する。
12月	感染症（インフルエンザ中心に）	「感染症マニュアル」を読み合わせる。
1月	児童発達について	外部研修資料の読み直しを行う。
2月	就労について	外部研修資料の読み直しを行う。
3月	非常災害対策	「3・11東日本大震災」関連の新聞記事を読み合わせる。緊急時対応について再確認を行う。

### (3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行う。	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 2. 点検作業 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 職員名簿確認 (4) 非常持出の点検
8月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1) 消火器の点検 (2) 避難経路の点検
11月	水害発生時に迅速な避難を行う。	北上川氾濫による災害規模を想定した避難誘導 1. 状況に応じた指示に従い避難場所に集合（避難施設） 2. 点検作業 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 職員名簿確認

		(4)非常持出の点検
12月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行う。	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報金連 1. AED機器の点検
2月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検

## 8. 事業所の概要

### (1) 事業所の沿革

- \*平成25年2月1日 障害児者相談支援事業所ひだまり認可・開設
- \*平成25年4月1日 平成25年度奥州市・金ヶ崎町障害児・障害者相談事業委託契約の締結(基本相談)
- \*平成25年9月1日 第三ひだまり水沢事業所と併設  
(奥州市水沢区横町210番地に移転)
- \*平成27年4月1日より社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる。
- \*平成29年4月16日 奥州市水沢区東大通り2-4-3 KSビルに移転。

### (2) 事業所の名称及び所在地

名称 相談支援事業所 ひだまり  
所在地 岩手県奥州市水沢東大通り2-4-3 KSビル

### (3) 事業内容

- ① 特定相談支援事業(根拠法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律:収入種別:個別給付)
- ・対象者 障害者
  - ・業務 障害者を対象とした相談支援  
\*サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)  
\*継続サービス利用計画の策定(モニタリング)  
\*その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
  - ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)  
(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日除く)



- ・営業時間 午前9時00分から午後6時00分
  - \*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。
- ② 障害児相談支援事業(根拠法:児童福祉法:収入種別 個別給付)
  - ・対象者 障害児
  - ・業務 障害児を対象とした相談支援
    - \*サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
    - \*継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
    - \*その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
  - ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
    - (8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日除く)
  - ・営業時間 午前9時00分から午後6時00分
    - \*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。
- ③ 奥州市・金ヶ崎町障害児・障害者相談事業(根拠法:上記2法 収入種別 市町村委託費)
  - ・対象者 障害児・者
  - ・業務 障害児・者を対象とした一般相談支援
    - \*必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
  - ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
    - (8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日除く)
  - ・営業時間 午前9時00分から午後6時00分
    - \*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。
- ④ 地域移行支援・地域定着支援事業(根拠法:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における:収入種別 個別給付)
  - ・対象者 障害者
  - ・業務 障害者を対象とした地域移行支援・地域定着支援
    - \*日常生活全般に関する相談
    - \*地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
    - \*指定地域移行支援に関する内容
    - \*指定地域定着支援に関する内容 等
  - ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
    - (8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日除く)
  - ・営業時間 午前9時00分から午後6時00分
    - \*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。
- ⑤ 関係機関との連携事業

- ・サービス検討会等の開催
- ・利用者サービス提供現場見学
- ・対象利用者の家庭訪問
- ・関係機関への訪問
- ・関係会議への出席(自立支援協議会等)

⑥ その他必要な事業(障害児者への啓発に係る地域福祉の推進)

# 相談支援事業所ひだまり北上事業計画

## 1. 運営方針

平成 29 年 1 月 1 日に放課後等デイサービスひだまり北上中央に併設する形で相談支援事業所を開設し、放課後等デイと一体的な運営を行ってきたが、ひだまり北上中央の利用者の増加に伴うスペースの確保が急務となったことから、平成 31 年 2 月 1 日から 1 年間、一時休止とすることとした。

今後の方針としては、北上中央の利用児童の動向を注視しながらの可否を検討していくこととする。

## 2. 事業所概要

### (1) 事業所の沿革

\*平成 29 年 1 月 1 日 開所

\*平成 29 年 1 月 1 日付県南広域振興局長から指定一般相談支援事業者（地域移行支援、地域定着支援）の指定を受ける。

\*平成 29 年 1 月 1 日付北上市長から指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業）の指定を受ける。

\*平成 31 年 2 月 1 日から 1 年間の休止届認可

### (2) 事業所の名称及び所在地

名 称 相談支援事業所ひだまり北上

所在地 岩手県北上市本石町一丁目 2 番 10 号

### (3) 事業内容

① 特定相談支援事業(根拠法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律:収入種別:個別給付)

・対象者 障害者

・業務 障害者を対象とした相談支援

\*サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)

\*継続サービス利用計画の策定(モニタリング)

\*その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)

・営業日 月曜日から金曜日（保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない）

(8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く)

・営業時間 午前 9 時 30 分から午後 6 時 30 分

② 障害児相談支援事業(根拠法:児童福祉法:収入種別 個別給付)

・対象者 障害児

- ・業務 障害児を対象とした相談支援
  - \*サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
  - \*継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
  - \*その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
- ・営業日 月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
 

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日を除く)
- ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分
- ③ 地域移行支援・地域定着支援事業(根拠法:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律:収入種別 個別給付)
  - ・対象者 障害者
  - ・業務 障害児を対象とした地域移行支援・地域定着支援
    - \*日常生活全般に関する相談
    - \*地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
    - \*指定地域移行支援に関する内容
    - \*指定地域定着支援に関する内容 等
  - ・営業日 月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
 

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日を除く)
  - ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分
- ④ 関係機関との連携事業
  - ・サービス検討会等の開催
  - ・利用者サービス提供現場見学
  - ・対象利用者の家庭訪問
  - ・関係機関への訪問
  - ・関係会議への出席(自立支援協議会等)
- ⑤ その他必要な事業(障害児・者への啓発に係る地域福祉の推進)

- ・業務 障害児を対象とした相談支援
  - \*サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
  - \*継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
  - \*その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
- ・営業日 月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
 

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日を除く)
- ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分
- ③ 地域移行支援・地域定着支援事業(根拠法:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律:収入種別 個別給付)
  - ・対象者 障害者
  - ・業務 障害児を対象とした地域移行支援・地域定着支援
    - \*日常生活全般に関する相談
    - \*地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
    - \*指定地域移行支援に関する内容
    - \*指定地域定着支援に関する内容 等
  - ・営業日 月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
 

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日を除く)
  - ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分
- ④ 関係機関との連携事業
  - ・サービス検討会等の開催
  - ・利用者サービス提供現場見学
  - ・対象利用者の家庭訪問
  - ・関係機関への訪問
  - ・関係会議への出席(自立支援協議会等)
- ⑤ その他必要な事業(障害児・者への啓発に係る地域福祉の推進)

### Ⅲ 理事会及び評議員会

### Ⅲ 理事会・評議員会

定款の定めに従い、下記の理事会・評議員会を開催します。

#### (1) 理事会

①平成 31 年 6 月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 議案 前年度事業報告・決算承認
②平成 31 年 6 月開催	主要議案等	議案 理事長・常務理事の互選
③平成 31 年 10 月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 議案 第一次補正予算
④平成 31 年 12 月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 施設建設等 諸規程の改正
⑤平成 32 年 2 月開催	主要議案等	所長(管理者)等人事
⑥平成 32 年 3 月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 平成 32 年度事業計画・当初予算承認 最終補正予算承認
臨時開催	主要議案等	事業運営の必要に応じ開催

#### (2) 評議員会

①平成 31 年 6 月開催	主要議案等	(定時評議員会) 理事・監事の選任・前年度事業報告・決算承認
②平成 31 年 10 月開催	主要議案等	第一次補正予算
③平成 32 年 3 月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 平成 32 年度事業計画・当初予算承認 最終補正予算承認
臨時開催	主要議案等	事業運営の必要に応じ開催

#### 2 理 事

任期 平成 29 年 6 月 22 日～平成 31 年定時評議員会終結時

No.	役 職	担 当	氏 名
1	理事長	統括責任者	高橋 洋子
2	常務理事	副統括責任者	大沼 一裕
3	理事	広報担当	向山 晃
4	理事	渉外担当	菅原 憲雄
5	理事	処遇担当	伊藤 恵美
6	理事	地域福祉担当	尾山 恒夫
7	理事	研修担当	千葉 昭好

### 3. 評議員

任期 平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年定時評議員会終結時

No.	氏 名	No.	氏 名
1	小澤 盛彌	5	島津 愛郎
2	鎌田 卓也	6	千田 光久
3	古川 守人	7	岩渕 秀夫
4	千葉 光夫	8	菊池 恵美子

### 4. 監 事

任期 平成 29 年 6 月 22 日～平成 31 年定時評議員会終結時

No.	役 職	氏 名	No.	役 職	氏 名
1	監事	大谷 直子	2	監事	及川 章吉

### 5. 評議員選任・解任委員会委員

任期 平成 29 年 3 月 18 日～平成 33 年定時評議員会終結時

No.	役 職	担 当	氏 名
1	委員長	外部委員	小原 敏和
2	委 員	外部委員	瀬川 正一
3	委 員	監 事	及川 章吉
4	委 員	監 事	大谷 直子
5	委 員	事務局員	鈴木 偉作

### 6. 第三者委員

任期 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

No.	役 職	氏 名	No.	氏 名
1	第三者委員	小原 敏和	2	千葉 栄



## IV 諸会議及び各種委員会

## IV 諸会議及び各種委員会

法人役員・委員等による会議・委員会を設け、それぞれの運営要綱等の定めにより理事長の諮問に答え、あるいは理事長へ意見具申することにより法人事業の適正運営に資するものとする。

### (1) 会議

#### ①本部会議(随時)

◇ 事業全体の運営に関する企画・運営会議

#### ②法人運営協議会(随時)

◇ 事業全体の運営に関する意見諮問会議

#### ③管理者会議(随時)

◇ 各事業所管理者による連絡調整会議

#### ④連絡調整会議(原則月1回)

◇ 各事業所管理者・児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者等出席のもと前月の実績等の報告及び連絡調整

### (2) 委員会

#### ①苦情解決第三者委員会(原則年1回 9月)

◇ 各事業所の半期毎の苦情・事故報告

#### ②人事委員会(随時)

◇ 職員採用に係る面接及び協議

◇ 人事異動に係る協議・検討

#### ③サービス検討会(原則月1回)

◇ 各事業所児童発達支援管理責任者等の出席による事例検討及びサービスに係る事の検討・調整

#### ④虐待防止委員会(随時)

◇ 各事業所から委員を選出し虐待防止マニュアルの見直しと人権擁護の徹底

#### ⑤安全委員会・感染症予防委員会(年4回程度)

◇ 各事業所から委員を選出し事業所内の安全点検と環境整備

◇ 水害・土砂災害への備えに関する計画・マニュアル等の作成

◇ 感染症予防マニュアルの職員周知と未然防止

◇ 喀痰吸引業務及び医療行為についての検討

#### ⑥研修委員会(随時)

◇ 各事業所から委員を選出し、法人全体の職員の資質向上のための計画、研修の実施

#### ⑦広報委員会(随時)

各事業者から委員を選出し法人広報及びパンフレット等の出版物の構成・発行

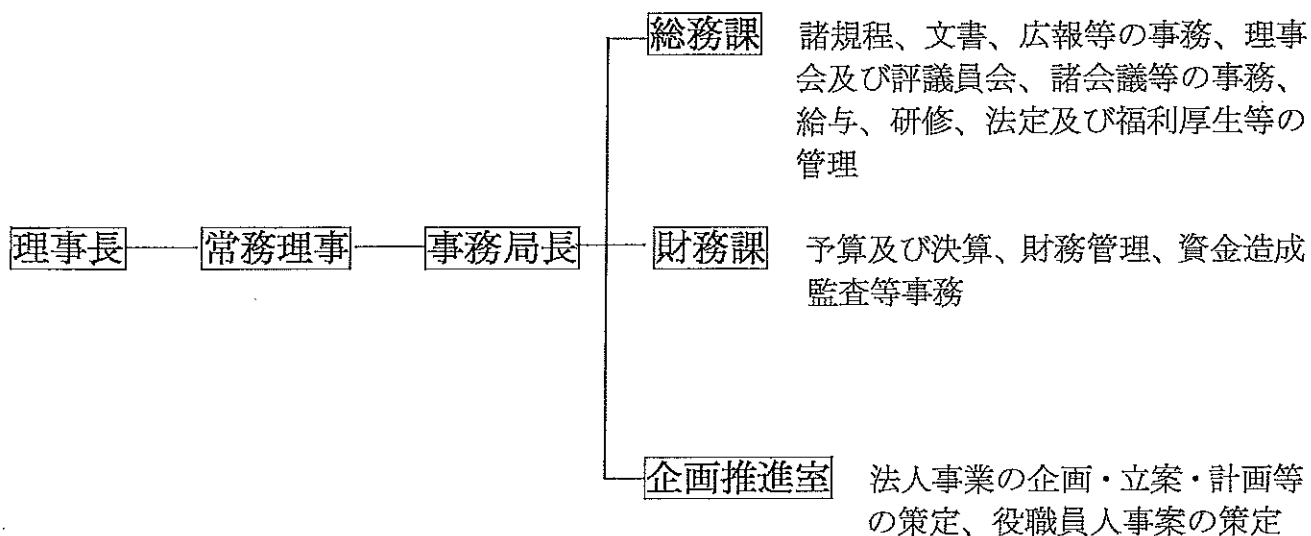
V 事務局主要業務

VI 運営機構

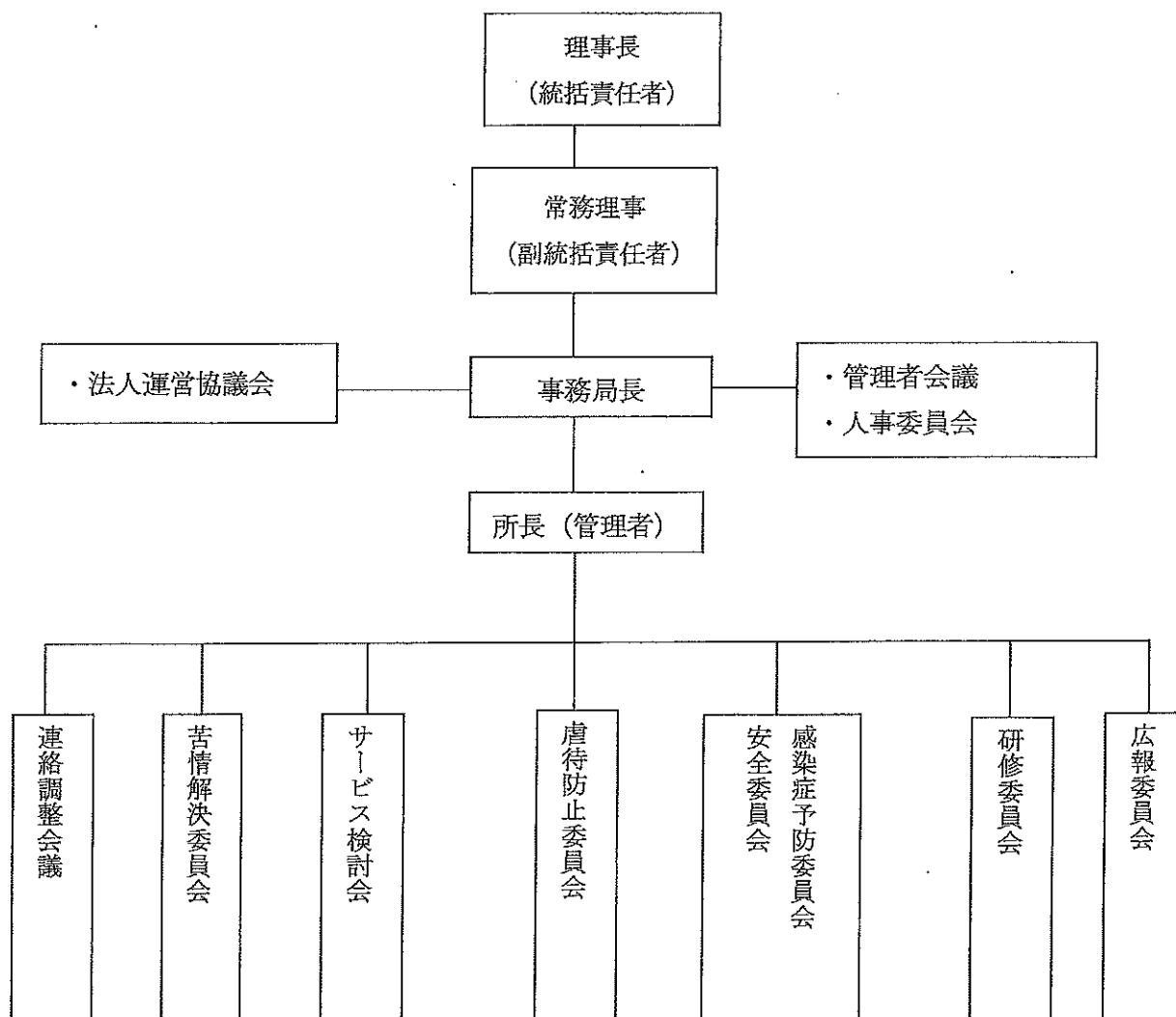
## V 事務局(法人本部)主要業務

理事長・常務理事を補佐し、法人に関わる各種業務の円滑な執行を図ります。

### (1)組織 (平成31年4月1日現在)



### (2)会議、委員会等



# VI 運営機構

## (1) 法人組織

